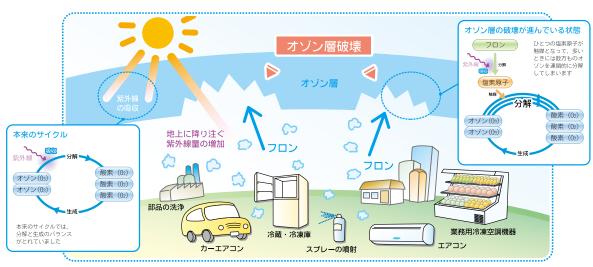
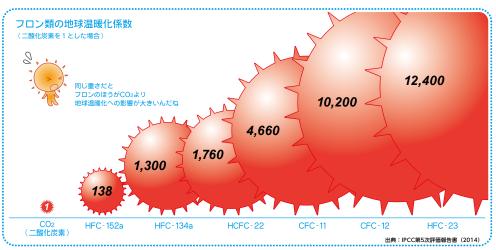


# 1. フロン排出抑制法の背景

### ■ 課題

エアコンや冷凍冷蔵機器に使用されるフロン類(CFC、HCFC、HFC)は、オゾン層の破壊や 地球温暖化を引き起こすため、その排出抑制が必要です。





# ■対策の方向性

そのため、これらの機器に使用されるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出の抑制やフロン類からノンフロン・低温室効果の冷媒等への転換が重要です。

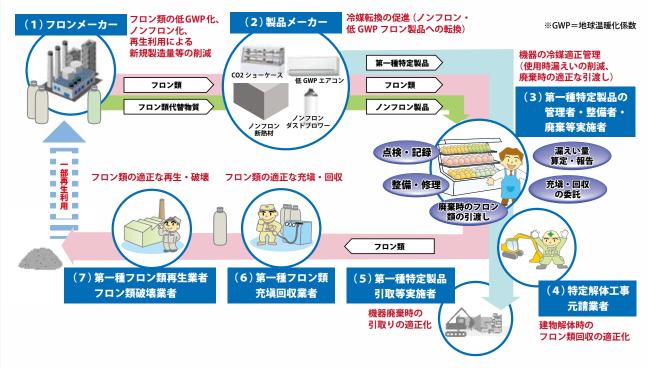


# 2. フロン排出抑制法の概要

### ■ フロン排出抑制法の概要

こうした背景から、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が、平成27年4月より施行されています。このフロン排出抑制法では、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を含んでおり、各段階の当事者にフロン類の使用及び排出を抑制する取組みを求める制度となっています。また、令和元年には、機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ改正が行われ、令和2年4月より施行されています。

#### フロン類のライフサイクル全体



\*本パンフレットでは、第一種特定製品の管理者の取り組むべき事項のうち、主にフロン類算定漏えい 量報告・公表制度に係る、算定方法・報告事項・報告方法について、その概要を説明しています。

# ■ その他の関係者の取組み

- ▶ フロン類の製造業者等は、国が定める判断基準に従い、製造・輸入が行われるフロン類の GWPの低減や製造量の削減などのフロン類の使用の合理化に取り組みます。
- ▶ 指定製品の製造業者等は、国が定める判断基準に従い、指定製品に使用されるフロン類の GWPの低減や使用量の削減によって、フロン類の段階的な削減に取り組みます。
- ▶ 特定解体工事元請業者は、解体工事前に第一種特定製品の設置の有無を確認し、特定解体工事発注者に書面を交付して説明します。
- ▶ 第一種特定製品引取等実施者は、廃棄物として第一種特定製品の引取り等を行おうとする場合、引取証明書の写し等によりフロン類が回収済みであることを確認します。
- ▶ 第一種フロン類充塡回収業者が充塡・回収を行う時には、充塡基準・回収基準に従います。 また、回収したフロン類について、自ら再生しない場合は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へ引き渡します。
- ▶ 第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者は、それぞれフロン類の再生基準・破壊基準に従って、再生又は破壊を行い、その際、再生証明書・破壊証明書を送付します。

# 3. 第一種特定製品の管理者とは

# ■ 第一種特定製品とは

第一種特定製品は、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)であって、冷媒としてフロン類が充塡されているもの(自動車リサイクル法対象の自動車に搭載されたカーエアコン(第二種特定製品)を除く。)が対象となります。「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断されます。なお、その機器が業務用の機器かどうか不明な場合は、機器メーカーに問い合わせしてください。

### 業務用冷凍空調機器









業務用空調機器

冷凍冷蔵ショーケース

定置型冷凍 冷蔵ユニット

ターボ式冷凍機

等

### 第一種特定製品の管理者とは

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。

- ※メンテナンス、定期点検(後述)等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが 保守・修繕責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たります。
- ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認し、どちらが管理者に該当するのかを明確にすることが重要です。

### 一般的に使用者が管理者に該当すると考えられる例

- ・リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)されている機器
- ・割賦販売されている機器

### ■ 管理者の考え方

管理者(第一種特定製品の使用、整備発注及び廃棄等を管理する責任を有する者)とは、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動をとることができる者」です。具体的には、製品選択の際に環境影響度の低い製品を選択すること、適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当ての判断をすること等を行う者を指します。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となります。

# 4. 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置

# 第一種特定製品の管理者が取り組む措置

管理者の皆様には以下の事項の遵守が求められます。

1. 管理者の判断基準の遵守 ※機器の使用時の遵守事項

機器の点検や修理を行うための作業空間を適切に確保するとともに、機器の種類や大きさに応じ簡易点検や定期点検を行います。またフロン類が漏えいした時は、漏えい防止の修理を行います。修理を行わずにフロン類を充塡することは原則禁止されています。また、点検整備の記録を作成し、機器の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存します。

2. フロン類算定漏えい量の報告 ※機器の使用時の遵守事項

1年間(4月1日~翌年3月31日)のフロン類の漏えい量が、事業者全体で1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる場合、管理者は漏えい量を算定した上で国へ報告を行います。

- (➡詳しくは本パンフレットの6~11ページをご参照下さい。)
- 3. 整備時のフロン類の充塡及び回収の委託 ※整備発注時の遵守事項

機器にフロン類を充塡または回収する必要がある場合、管理者は「第一種フロン類充塡回収業者」に委託します。

4. 第一種特定製品の廃棄時の取組み(廃棄等実施者として) ※機器の廃棄時の遵守事項機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を直接「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要があります。また、機器を「第一種特定製品引取等実施者」に引き渡すときには、フロン類が回収済みであることを証明する「引取証明書」等の写しを交付します。

使用時

整

備

発注

衻







名称	環境株式会			
住所		** <b>II</b> ]00-00		00-00-00
機器	別置型ショ	ーケース	冷媒	R410A
日付	項目	充塡	回収	担当
2015/4/1	簡易点検			
2015/5/1	定期点検	10	8	00

簡易点検

定期点検

記録の作成・保存

等

-2. フロン類算定漏えい量の報告(管理者)

1. 「管理者の判断基準」の遵守(管理者)

充塡・回収情報の集計

漏えい量の算定

報告

3. 整備時におけるフロン類の充塡及び回収の委託(管理者、整備者).



- ・第一種フロン類充塡回収業者への委託等
- ・整備発注時の管理者名の確実な伝達等

廃棄時等

### 4. 第一種特定製品の廃棄時等に取り組む内容(廃棄等実施者)



- ・フロン類の適切な引き渡し
- ・回収依頼書/委託確認書の交付・保存、 引取証明書の保存、写しの交付(行程管理制度)

※1.、3.、4. についての詳細は、「フロン排出抑制法管理者の手引き」をご参照下さい。



# 5. フロン類算定漏えい量報告・公表制度とは

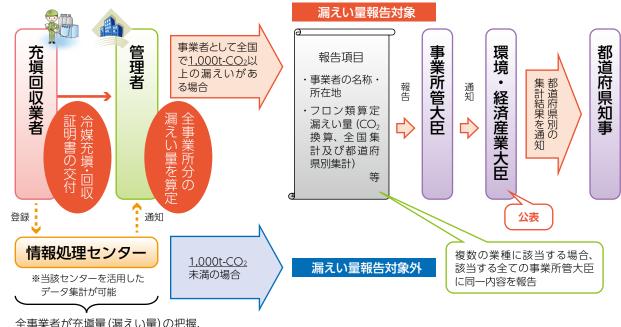
# ■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度のねらい

フロン類の使用時の漏えいを抑制するためには、まず自らが管理する機器からのフロン類の漏えい量を把握することが重要です。フロン排出抑制法では、管理者にフロン類漏えい量の算定、一定以上の漏えい量の場合の国への報告を求め、これを国が集計・公表することとしました。これにより排出抑制の気運を高め、環境に配慮した事業活動を促進します。

# ■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

業務用冷凍空調機器からの一定以上のフロン類の漏えいが生じた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を算定し国に対して報告する必要があります。

国に報告された情報は、環境大臣及び経済産業大臣が集計した上で公表します。



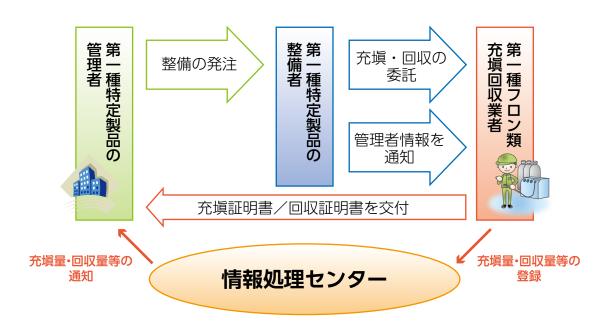
全事業者が充塡量(漏えい量)の把握、 報告の必要性判断等の対応が必要

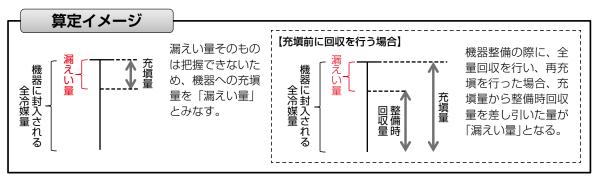
- ※算定漏えい量の合計が、年間1,000t-CO。以上の事業者を報告対象とします。
- ※報告対象となる事業者の事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が、1,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業所についても併せて報告する必要があります。
- ※連鎖化事業者(フランチャイズチェーン事業者)の場合、保守・修繕の責務を契約書等で加盟店にあること としていれば管理者は加盟店となりますが、下記①又は②の条件を契約書等で定めていた場合は、報告義務 は連鎖化事業者になるという特例が生じます。
  - ① 第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
  - ② 当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

# 6. 算定漏えい量の計算方法

# ■ 漏えい量の算定方法

第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、算定漏えい量は第一種フロン類充塡回収業者が発行する充塡証明書及び回収証明書から算出することになります。その際の具体的な算定漏えい量の算定方法は、以下のとおりです。





算定漏えい量 $(t-CO_2)=\Sigma$ (冷媒番号区分ごとの $((元塡量(kg)-整備時回収量(kg))\times GWP))/1,000$ 



冷媒番号区分ごとのGWP :環境大臣・経産大臣が告示等で定める値

※算定にあたっては、管理者の全ての管理第一種特定製品について交付された充塡証明書及び回収証明書の値から算出する必要がある。

#### 冷媒番号区分ごとのGWP(主なもの)

冷媒番号	R-22	R-32	R-404A	R-410A
GWP	1,760	677	3,940	1,920
1,000t-CO <sub>2</sub> に相当する量(kg)	569	1,478	254	521



# 7. 報告事項及び報告方法

# ■ 報告事項

### (1)報告対象事業者

算定漏えい量が年間1,000t-CO。以上の場合、算定漏えい量報告の対象事業者(特定漏えい者)となります。また、特定漏えい者の事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO。以上の事業所(特定事業所)についても併せて報告する必要があります。

### (2) 報告事項/様式

算定漏えい量は「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」に規定される「様式第1」及び「様式第2」へ記載し報告します。「様式第1」の提出は必須ですが、「様式第2」の提出は事業者の任意です。各様式への記載報告事項は以下のとおりです。

様式番号	文書名	概要	提出の義務
様式第1	フロン類算定漏えい量等 の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項 とともに、フロン類の種類別、都道府県 別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)
様式第2	フロン類算定漏えい量の 増減の状況に関する情報 その他の情報	「様式第1」で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入します。	なし (任意)

# ■ 提出先・提出書類・提出期限

### (1)報告書の提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口へ持参又は送付するか、電子報告システムを使用して提出します。事業者が二つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を提出します。なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

#### (2)提出書類/方法

フロン類算定漏えい量等の報告書類は、以下のいずれかの方法で提出します。

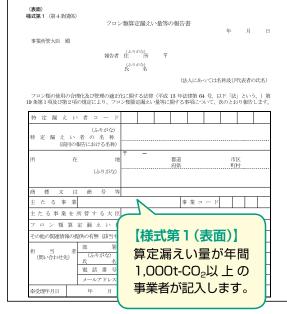
- ①省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)を利用した提出(強く推奨)
- ②書面による提出
- ③磁気ディスク(コンパクト・ディスク(CD)等)による提出

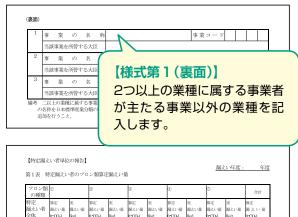
#### (3)提出期限

毎年4月1日から7月31日(※)までに、前年度の算定漏えい量について報告書を提出します。 ※7月31日が休日の場合は翌開庁日までとなります。

# 8. フロン類算定漏えい量の報告様式

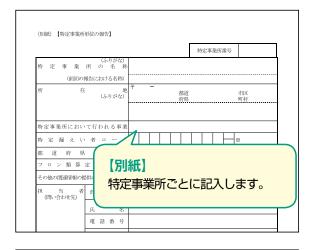
# ■ フロン類算定漏えい量の報告様式





【特定漏えい者単位の報告 第2表】

1事業所で1,000t-CO<sub>2</sub>以上の漏えいがある場合、当該事業所を特定事業所として記入します。



別紙第1表	特定事業所に係る	5フロン類算定漏	えい量			
フロン類 の種類	1	2	3	4	(5)	合計
算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	_					
実漏えい量 (kg 備考 ① ない場	【別組	. 第1ā	表】			

特定事業所ごとに、フロン類の種類ご との算定漏えい量(t- $CO_2$ )と実漏え い量(kg)を記入します。

クロク 頻昇に備え	い量の増減の状況に関する情報その他の情報
	提供年度: 年度
	世の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定 最その他の情報について、次のとおり提供します。
ことに同意の上提供するものです この情報は、当特定事業所のみ	はに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされる。(特定編えい者として1枚のみ提出的) は、保係もものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされる。 は、(特定事業所として1枚のみ提出的) (該当するいずれかの番号を記載すること) →
特定漏えい者コード	
都道府県コード	事 業 コ ー ド
事業 所番号	
<ul><li>フロン類算定漏えい量の増減</li></ul>	ずの状況に関する情報
・ フロン類算定漏えい量の背	算定漏えい量の増減の状 況や削減のための取組み
4. フロン類算定漏えい最の百 	等に関する情報を記入し ます(任意提出)。
	ます(任意提出)。
5. その他の情報 	ます(任意提出)。



# 9. 報告書の作成および電子申請による提出

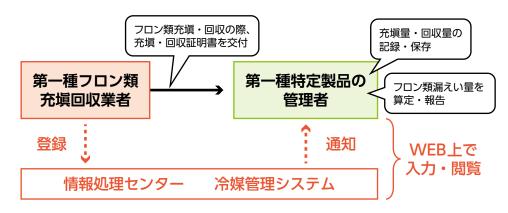
充塡・回収証明書または情報処理センターから入手したデータにより算定したフロン類算定漏えい量は、事業所管大臣への報告に使用します。この報告は、書面または磁気ディスクによる提出に加え、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)を用いて、以下のいずれかの方法で報告書を作成し、国の電子報告システムに提出(送信)することが可能です。

- ①直接報告データを手入力し報告書電子データを作成
- ②情報処理センターが提供する集約データを読み込み報告書電子データを作成



# 10. 情報処理センター 冷媒管理システム

フロン排出抑制法に基づく情報処理センターの指定を受け、(一財)日本冷媒・環境保全機構は、Web上に冷媒管理システム(https://www.jreco.jp)を構築いたしました。管理者及び充塡回収業者の双方が本システムの機能を使うことで、紙で交付が必要な充塡・回収証明書を、電子的なやりとりで登録・通知することが可能となり、充塡・回収証明書の交付先である管理者は、電子的にデータの管理・集計を行うことが出来ます。



#### その他管理者向けの関連機能

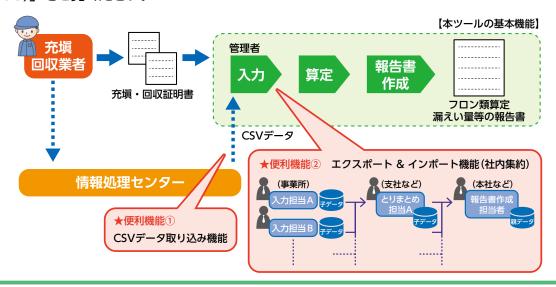
- \*事業所、支社、本社などをシステムで紐付けを行った場合は情報の連携ができます。例えば、 複数の事業所、支社を抱えている会社の場合、本社の管理者で集約することができます。(本 社・支社・事業所間のデータの連係集約(無料))
- \*冷媒管理システムで点検整備の記録作成や保存をすることで、機器廃棄までの記録が電子的にできます。(ログブック管理、行程管理(有料))

なお、一部機能については法律に基づく情報処理センター業務外のサービスのため有料となります。またご利用については利用者登録が必要です。詳しくは(一財)日本冷媒・環境保全機構(https://www.jreco.or.jp TEL:03-5733-5311)へお問合せください。

# 11. 管理者向け 報告書作成支援ツール

本ツールを用いて、以下のいずれかの方法で入力した充塡・回収データを集計し、報告書の作成を行うことができます。

- ①充塡・回収証明書から直接入力する
- ②情報処理センター等から入手した充塡・回収データ(CSVファイル)を取り込むまた本ツールでは事業所ごとにデータを作成し、それらを統合して報告書を作成することも可能です。本ツールの機能は、令和5年度から省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)に実装されています。詳しくは、「12.省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」をご覧ください。



# 12. 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)

令和4年より、これまでの「フロン法電子報告システム」に代わり、新しく「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」が稼働開始しています。本システムは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告及び温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とする新システムです。令和4年3月まで稼働していた「フロン法電子報告システム」のログインID及びパスワードを既にお持ちの方々は、EEGSにおいても当該ログインID及びパスワードを引き続きご利用いただけます。以下のメリットがありますので、EEGSの積極的なご利用をお願いします。

#### 電子報告システムによるメリット



- ・紙の提出は不要。電子ファイルの送付のみ
- ・複数省庁へも1回の操作で提出可能
- ・提出時に内容確認を実施 (修正報告の可能性が下がります)
- ・前年度までの報告内容の確認が可能
- ・同じシステム、アカウントから省エネ法・ 温対法報告も可能

#### お問い合わせ先

▶フロン類算定漏えい量報告・公表制度の詳細については、「フロン類算定漏えい量報告マニュア ル」をご参照ください。マニュアルのダウンロード、報告書作成支援ツール、電子報告システ ムのご利用、その他各種関連情報については、下記Webサイトをご覧下さい。

### https://www.env.go.jp/earth/furon

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

「フロン排出抑制法ポータルサイト」 と入力して検索

◆フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

○フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

(平日9:30~12:00、13:00~17:30)

○環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

フロン対策室

オゾン層保護等推進室

メール furon-helpdesk@mri.co.jp TEL 03-6858-3134

TEL: 0570-055-520

産業保安・安全グループ 化学物質管理課 TEL: 03-3501-1511 (内線: 3711)

事業所管省庁の問い合わせ先

○経済産業省

TEL: 03-5253-2111 (内線: 85192) ○内閣官房 内閣総務官室

TEL: 03-5253-2111 (内線: 38108) ○内閣府 大臣官房 企画調整課

○宮内庁 管理部 管理課 TEL: 03-3213-1111(内線: 3495)

○警察庁 長官官房 企画課 TEL: 03-3581-0141(内線: 2137)

○金融庁 総合政策局 総務課 TEL: 03-3506-6000(内線: 2739)

TEL: 03-6771-8030 ○こども家庭庁 成育局 総務課

大臣官房 企画課 ○総務省 TEL: 03-5253-5111 (内線: 21095)

○法務省 大臣官房 秘書課 TEL: 03-3580-4111 (内線: 2888)

○外務省 大臣官房 会計課 TEL: 03-5501-8000 (内線: 2800)

理財局 総務課 たばこ塩事業室 ○財務省 TEL: 03-3581-4111 (内線: 2259)

大臣官房 文教施設企画・防災部 TEL: 03-5253-4111 (内線: 3696) ○文部科学省

施設企画課

○厚生労働省 政策統括官 政策統括室 TEL: 03-5253-1111 (内線: 7744)

○農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 TEL: 03-3502-8111 (内線: 4315)

○経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 TEL:03-3501-1511(内線:3711)

オゾン層保護等推進室

○国土交通省 総合政策局 環境政策課 TEL: 03-5253-8111 (内線: 24411)

○環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 TEL: 0570-055-520

フロン対策室

○防衛省 地方協力局 環境政策課 TEL: 03-3268-3111 (内線: 20904)







(2025年3月版)